

令和5年度 運営指導における主な指導事例
(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する事項)

1 運営基準

(1) 介護について

【事例】

褥瘡ハイリスク者に対する褥瘡予防計画の作成等を行っていない。

ア 褥瘡発生者に対する管理計画はあるものの、その他入所者に対し褥瘡予防計画を作成していないケースが見受けられました。褥瘡のハイリスク者に対しては、予防計画を作成し、計画に基づく実践、計画の評価を行うことが必要です。

(2) 勤務の体制の確保等について

【事例】

ユニットリーダー研修を修了した職員数が不足している。

ア ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する必要があります。

※ 2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいとされています。

(3) 地域との連携等について

【事例】

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

ア おおむね2月に1回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

2 介護報酬

(1) 日常生活継続支援加算について

【事例】

入所者の要介護度や職員の割合を管理するに当たり、適切な頻度で算出をしていない。

ア 届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要であり、これらの割合については、毎月記録する必要があります。

(2) 夜勤職員配置加算について

【事例】

算定に当たって「1日平均夜勤職員数」を計算していない。

ア 夜勤職員の実人数ではなく、「1日平均夜勤職員数」により要件をご確認ください。

(例) 夜勤時間を17時から翌日9時(16時間)と設定している施設について、職員が夜勤時間に勤務する時間(下図の網掛箇所にあたる時間数)の総時間を月ごとに算出し、得た数を月の日数に16を乗じた数で除したものが「1日平均夜勤職員数」となります。

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員A 22:00-7:30																								
職員B 9:30-18:30																								
職員C 11:30-20:30																								
職員D 7:00-16:00																								
職員E 15:00-24:00																								

(3) 看取り介護加算について

【事例】

入所時に看取りに関する指針を説明し、同意を得ているとのことだが、その記録が確認できない。

ア 入所時に看取りに関する指針を説明し、同意を得たことが分かるよう、記録等を残してください。

(4) 口腔衛生管理加算について

【事例】

口腔衛生管理加算に係るサービスを実施する同一月内に医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認していない。

ア 当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行う必要があります。